

重要事項説明書 わおわお元住吉保育園

【運営主体】

[名称]
社会福祉法人わおわお福祉会

[代表者]
理事長 大川榮男

[法人所在地]
〒230-0071 横浜市鶴見区駒岡4丁目21番12号

[本部事務局]
〒222-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央46-6

[電話番号・FAX]
Tel 045-511-8032 fax 045-511-8003

【施設の概要】

[名称]
わおわお元住吉保育園

[施設長]
園長 神澤 由紀

[所在地]
〒211-0025 川崎市中原区木月2丁目17番1号 EXY 石井ビル1F

[電話番号・FAX]
Tel 044-431-1180 fax 044-431-1181

[利用定員] 45名
1歳(りす組)・2歳(うさぎ組)ー18名、3歳(こあら組)ー9名
4歳(ぱんだ組)ー9名、5歳(きりん組)ー9名

[入所対象児]
1歳児から就学前まで

[開所時間]
月曜～土曜日 7:00～20:00

[休園日]
日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
※日曜・祝日に行事を開催する場合があります。

[職員構成]
園長1名・保育士10名・栄養士1名(委託)・調理員2名(委託)
事務員(1名)
※利用定員により、国の最低基準以上の職員配置をしております。
※その年度により、職員構成は異なる事もあります。

【設備の概要】

敷地面積	145.85㎡	
園舎の構造・規模	鉄筋コンクリート造3階建て	
1歳児室	1室	15.80㎡
保育室	3室	87.47㎡
調理室	1室	8.28㎡
職員休憩室	1室	3.61㎡

わおわお元住吉保育園の基本理念

＝ほめて・みとめて・ほげまして＝

やる気を育て、自分で考えて行動できる子どもを育てる

保育目標

わおわおで育つ子どもたち

- ☆豊かな人間的ふれあいを通じて“人と人との信頼”の価値と尊さを身につけます。
- ☆子どもの社会性を培い、人間性を育むうえでの“正しい習慣”を身につけます。
- ☆面白いね！ふしぎだね！すごいね！という体験を豊富に積み重ね“創造性の芽生えとやる気”を育てます。
- ☆“もじ・かず・ことばへの興味や関心”を育てます。
- ☆人と人とのつながりを大切に“元気で明るく、笑顔であいさつできる子ども”を育てます。
- ☆やさしい気持ちを養い、忍耐力・正義感・自制心をもつ、豊かな心を育てます。
- ☆命の尊さを知らせ、慈しむ心と感謝の心を育てます。

社会福祉法人わおわお福祉会
理事長 大川 榮男

- ☆ わおわお福祉会は、保育所保育指針を根底に、子どもの安全と健康的な保育を基本に、働く保護者が安心できる保育環境の整備と実践を目標とし、家庭ではできない集団生活の中で協調性、自主性を持った思いやりのある次世代を担う子どもの育成を目指します。

わおわお元住吉保育園の特長

- ★ **知 育**—遊びの中で様々なことに触れ、たくさんの発見や驚き「見たり」「触れたり」「感じたり」好奇心を育て「やってみよう」という気持ちを大切に子どもたちの自発的な学びを支えます。
- ★ **英会話**—ネイティブスピーカーの先生と歌や遊びを通して、体を動かしながら英語のリズムや発音を耳で聞いたり、話したりして、英語への興味・関心を育てます。
- ★ **体 育**—幼児体育指導検定有資格者の指導による、跳び箱、マット運動、鉄棒等の経験をします。
- ★ **食 育**—食事の大切さを知り、生活の営みが分かる。仲間と楽しくゆっくり食べ、情緒の安定した生活を送る。食べ物と身体の関係に関心を持ち、健康な生活をする。生活や遊びの中での体験を通し、五感を育てる
- ★ **リズム遊び**—音楽を使って、身体的・知的に優れた子どもたちの育成をめざします。

わおわお元住吉保育園のご案内

1. 保育・教育を提供する時間

保育時間（標準時間認定）	月～土曜日	7：00	～	18：00
コアタイム（短時間認定）	月～土曜日	8：30	～	16：30
延長保育	月～土曜日	18：00	～	20：00

☆ 入園当初の保育時間は、お子様に無理のない範囲の保育時間から慣れていただきます。

☆ 慣らし保育の目安は、下記表をご参照下さい。

あくまでも目安ですので、調整の難しい方は、お申し出下さい。

		1～2歳児	3歳児以上
1日目	A	9：00～11：00	9：00～11：00
	B	15：00～16：30	9：00～12：40
2日目	A	15：00～16：30	9：00～12：40
	B	9：00～11：00	9：00～16：30
3日目	A	8：30～12：00	通常保育スタート
	B	9：00～12：30	
4日目	A	9：00～12：30	
	B	8：30～12：00	
5日目		9：00～15：00	
6日目		9：00～15：00	
7日目		9：00～16：30	
8日目		通常保育スタート	

※土曜日は実施していません

2. 料金のご案内

【入園金】 ￥8,000

園での生活に必要なものを用意していただくための費用です。

〔内訳：通園バッグ、帽子、Tシャツ〕

Tシャツは散歩時に使用します。なお冬には別途トレーナーをご購入いただきます。

〔その他・入園時・進級時にかかる費用〕

- ・シール帳セット（3～5歳児） ￥600
- ・その他共同購入品、個人教材は別紙参照してください。

【その他園での利用料金】

基本 1、2歳児クラスの保育料は、川崎市へ納入ください。

料金は川崎市が決定いたします。

月末に延長申し込み書をお渡しいたしますので、翌月初日までに記入して園にお持ちください。

料金表	
主食費（3歳児クラス以上のお子さま）	￥2,000
副食費（3歳児クラス以上のお子さま）	￥4,500
教材費（3歳児クラス以上のお子さま） 英語のレッスンの料金、月刊誌の購入費等が含まれています。	￥2,000
月極延長保育料 A. 18:00～18:30（30分延長） B. 18:00～19:00（1時間延長） C. 18:00～19:30（1時間半延長） D. 18:00～20:00（2時間延長） ※生活保護世帯と市民税非課税世帯は、上記延長保育料が免除されます。 ※月の途中で延長保育となった場合でも、右記の料金となります。 ※なお、短時間認定を受けた方が、コアタイムの範囲外で保育を利用する場合にも、原則として上記の延長保育の取り扱いに準じ、前後30分単位で月額1,000円ずつの延長保育料が必要です。	A. ￥1,000 B. ￥2,000 C. ￥3,000 D. ￥4,000
夕補食費	10日以内 ￥1,250 月極 ￥2,500
夕食費 ※延長CもしくはDの方のみご利用いただけます。 (補食との併用はできません)	10日以内 ￥3,750 月極 ￥7,500

【保護者会・会費】 ￥300/月

3. 給食 (すべて保育園で用意します。但し、アレルギーは要相談)

- ① 3歳児～5歳児 主食費 2,000 円、副食費 4,500 円を徴収いたします。
- ② お子さまがアレルギー体質で、給食やおやつに配慮が必要な場合は、必ず入園前健康診断もしくは健康診断の際、主治医意見書と除去食申請書をご持参の上で、園医に症状をお知らせ下さい。(お子さまの成長に合わせて症状が変わることもありますので、意見書は半年以内の検査結果でお願いしております。) 後日、園医と市の健康管理委員会によって審議がおこなわれ、通知結果が「適」の方に、給食の除去食対応をいたします。
- ③ 入所後に症状があらわれた方は、上記②の診察と審議をおこなう必要がございます。その際は、申請書等除去食に関する資料をお渡しいたしますので、園長にお申し付け下さい。
- ④ どの食品に対してアレルギーを起こすのか、本当に除去が必要かを見直すことが大切ですので、検査は半年に1回以上おこなって下さい。

4. 登園・降園

※車での登降園は、原則としてお断りしております。路上に駐車されますと、近隣住民、住宅のご迷惑となりますので、ご遠慮ください。

※当園では連絡帳や、おたよりの配信、登降園時間管理にコドモンを利用しています。

登 園

- ① 9:00 前までの登園をお願いします。
- ② 保護者又は保育園に届け出ている方が付き添って保育園までお連れ下さい。
- ③ 登園したらコドモンアプリの QR コードで打刻された後、必ず職員に声をかけ、お子さまをお預け下さい。
- ④ 延長料金はコドモンでの打刻時間を元にご請求となります。打刻忘れ等の場合は職員にお知らせください。
- ⑤ 健康状態、その他変わったことがある場合にはお知らせ下さい。(予防接種、定期健診を受けられた際は必ずお知らせ下さい。)
- ⑥ 急遽、欠席する場合や登園が9:00 を過ぎる場合、またあらかじめわかっている場合は、コドモンにて事前にお知らせください。また9:00 以降の連絡に関しましては、電話でご連絡ください。
※9:00 を過ぎて連絡がなく、登園が確認されていない場合は、安全管理のために確認のご連絡をさせていただきます。
- ⑦ 保護者の方が出張等で通常の勤務先にいないときは、その都度、必ず連絡先をお伝え下さい。
- ⑧ 職員はシフト制で勤務しておりますので、登園時と降園時で保育士が違う場合がございます。

降園

- ① 保護者又は保育園に届け出ている方がお迎えに来て下さい。小中学生の送迎は、事件、事故防止上お断りしています。
- ② 上記の方がお迎えに来られない場合は、保護者の責任において「代理の方の名前」と「お迎えに来る時間」を事前にご連絡下さい。尚、お引き渡しの際には、ご本人確認をさせていただきます。連絡がない場合は、事故防止のため、代理の方にはお引き渡しできませんのでご理解願います。
また、コドモンにお知らせいただいているお迎えの方が変更になった際も安全管理の観点からお知らせいただくようお願いいたします。
お知らせがない場合には確認のためにご連絡させていただくことがあります。
- ③ 降園の際も、QRコードで打刻された後、必ず職員に声をかけてお帰り下さい。
- ④ 降園後のけがや事故につきましては責任を負いかねますのであらかじめご了承下さい。
- ⑤ 事故や怪我、また他のテナントの迷惑になりますので、外階段でお子さまを遊ばせないようにして下さい。
- ⑥ お迎えの時間がやむを得ず遅れる場合は、事前にご連絡下さい。
- ⑦ 閉園時間を過ぎてのお迎えについては、理由如何によらず別途追加料金を徴収させていただきます。(1700円/30分)

その他

- ① 飲食物、玩具（かばんにつけるキーホルダーは子どもが気になり触れてしまうことで、破損や紛失の可能性がございます。キーホルダーをつける場合にはその点をご考慮の上、付けて頂けるようお願いいたします。）
貴重品、危険物の持ち込みは、一切お断りいたします。登園時持ってきた場合は保護者（又は引率者）にお持ち帰りいただきます。
- ② 延長保育で夕食をご希望の方は、前日 15 時までにご連絡下さい。
(ア) 土曜日登園される方は、毎週水曜日の登園時まで、土曜日保育利用申し込み表に**利用時間をご記入ください。食材発注の関係上水曜日の登園時以降を過ぎてしまうと原則お受けできませんのでご注意下さい。**
※水曜日が祝日などで休みの場合は、火曜日の登園時まで土曜日保育申し込み表にご記入ください。延長保育につきましては月極の代金となっております。
急な延長保育を利用される場合は、夕補食・夕食が付きません。夕補食・夕食をつける場合はその旨、お申し出下さい。又、代金につきましては【その他園での利用料金】(4 ページ)をご参照ください。
- ③ 他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。

5. 園からのお知らせ

お知らせやお便りは基本的にコドモンの資料室や一斉連絡にて配布いたしますのでアプリでの確認をお願いします。

- ① 園だより
毎月の行事、お知らせ、各クラスの様子等、園だより、クラスだより、給食だより、献立表を配布します。月1回発行します。
その他、必要なお知らせについては随時ご連絡します。
- ② 毎日の連絡
コドモンの連絡帳機能を使用します。お子さんの状態を把握するためにも9:00までには入力し、送信していただくようお願いいたします。
1, 2歳児は毎日ご家庭での様子をもれなく入力してください。
3~5歳児は検温の入力欄は必ず入力してください。ノート欄は任意になりますので職員への伝言やお知らせがある際にご利用ください。
また園より引継ぎ事項やお知らせがある際や不定期でお子様の様子を入力させていただきますので、ご確認ください。
毎日のクラスの活動内容は、コドモンにて活動表を配信しています。

6. 健康・保健管理

- ① 生活に支障のあるときは、お預かりできません。(お散歩に行けない状態等)朝、登園前に必ず健康状態の確認をお願いします。発熱(37.5℃以上)がある場合や、下痢や咳の症状があるなど明らかに状態の悪い場合はお休みください。
解熱剤による一時的な改善の場合もありますので念のためご家庭で様子をみていただくようお願いいたします。(高熱(38.0℃以上)が出た場合も同様をお願いいたします)入園当初(初めての集団生活に入る為)暫くは体調を崩したり、風邪を引きやすくなったりしますので看病のための休暇、お子様を看ってくれる方の手立てをしておかれるとよいと思います。
- ② 感染症及び感染性の病気について
乳幼児は抵抗力が弱い為、感染症の拡大防止のためにも早期発見をし、予防をすることが大切です。流行性の病気にかかった場合は、早急に園にご連絡をいただき、登園をお控えください。治癒し登園する際には登園許可証明書又は治癒証明書が必要です。(治癒証明書は、医療機関のものでかまいません)体調が優れない時には、無理に登園せずに家庭で安静に過ごしましょう。
感染症が園で流行った場合は、掲示にてお知らせします。
とびひは、幼児期のお子様の場合、重症化することもありますので、医師の診断と適切な処置をお願いします。適切な処置をされていない時は、他児への感染の可能性もありますので登園をご遠慮いただくこともあります。
水いぼについては、登園許可証明書は必要ありませんが、プール遊びにつきましては医師の

診断が必要となります。

登園許可証明書が必要な感染症（伝染病）につきましては11ページを参照して下さい。

※感染症につきましては一部、登園届（保護者記入）を提出していただくものもございます。登園届が必要なものに関しては12ページを参照してください。

③保育園で体調を崩した場合

発熱(37.5℃以上)、下痢、嘔吐、発疹、痛みなど体調不良がみられた場合、顔色や動きなど総合的に判断し、状況に応じて保護者にご連絡します。急を要する病状の時はすぐにお迎えをお願いすることになります。その場合は、お仕事の都合もあるかと思いますが、時間をおくと病状が悪化し長引く可能性もありますので、早急に対応をお願いいたします。また、当園では病児保育、病後児保育は実施していませんので、病気のお子さんをお預かりすることはできません。

※川崎市では病児保育を実施している病児保育施設がございます。(有料)詳細につきましてはお尋ねください。

④保育園でケガをしたり体調に急な変化があったりする場合

子どもたちが安心安全に園生活を送れるように、ルールを知らせ関わっていきませんが、万が一、事故などがあった時は病院を受診することがあります。どのような状態で、どこをケガしたのか保護者に連絡し、かかりつけの病院などを受診します。保護者の方は、連絡先を明確にしておいて下さい。

受診の際は、入園時にお預かりしておりますお子さまの健康保険証、乳幼児医療証（写し）で受診させていただきます。

※健康保険証が変わった場合や乳幼児医療証が新しく届いた際はその都度提出してください。

また、保育園の管理下（通園中を含む）のケガで受診し、療養に要する費用の額が5,000円以上の場合には、園で加入する(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用されます。給付金の請求につきましては、必要書類の提出をお願いいたしますので、園長におたずねください。

⑤予防接種について

保育園での生活は集団生活です。異年齢のお子様が一つの空間で一日を過ごしています。年間を通していろいろな感染症が流行します。適齢時期になりましたら予防接種を受けることをおすすめします。

⑥頭ジラミについて

季節に関係なく、清潔にしている場合でも発生することがあります。

かゆみを伴いますので、頭を度々かいていたら気を付けて見てください。

帽子や衣類を介して感染します。

保育園で頭ジラミを見つけたら、集団発生を防ぐためお知らせしますので駆除にご協力ください。

(1)少数の場合は探して取り除いたり、虫卵の付いた毛髪を切り取ります。

(2)シラミ専用の駆除薬（スミスリンシャンプー）が有効です。

⑦その他

お子様の健康上、話し合いが必要な場合は個人面談を設けます。例えば、アレルギー、特殊な病気、かかりつけの病院がある場合等は、必ず事前にお申し出下さい。尚、緊急を要する場合は保護者への連絡と共に応急処置として緊急受診します。

7. 当園の与薬について

園内では、お薬のお預かり・与薬はしておりません。風邪薬や目薬等は、各ご家庭で与薬するようにご協力下さい。ただし、川崎市健康管理委員会の承認がある場合は、下記につきましてはお預かりいたします。

【ダイアップ座薬（抗けいれん剤）のお預かりについて】

希望される方は、抗けいれん剤与薬申請書と主治医意見書をご提出下さい。健康管理委員会の通知後、お預かりいたします。

【注意】以下3点全てに該当されるお子さまについては、ダイアップ座薬のお預かりが出来ませんのでご注意ください。

- ・ 両親ともにけいれん歴がない。
- ・ 熱性けいれんを再発していない。（1回しかおこしていない場合）
- ・ 初めての発作が1歳以上のとき。

【嘱託医】

久保田クリニック
神奈川県川崎市中原区木月祇園町 15-1 TEL 044-431-1238

8. 衛生に関して

- ・ 週末にはシーツ・毛布・タオルケット等を持ち帰り、洗濯して月曜日にお持ち下さい。
- ・ 歯ブラシ、コップ、スプーン、フォーク、箸は毎日持ち帰り、熱湯消毒して下さい。

園生活を楽しく過ごすためにご家庭では次のことに気を付けて下さい。

- (1) 早寝、早起きを心がけ、生活リズムを整えましょう。
- (2) 朝食は毎日しっかり食べて登園しましょう。
- (3) 食後の歯磨きと点検歯磨きを習慣にしましょう。
- (4) 爪はこまめに切りましょう衣服や靴は、体に合ったサイズのものにしましょう。

保育園という集団生活の中では、友だちとのケンカや衝突など、自分の思い通りにいかないことも、たくさん経験します。子どもなりにそのような葛藤と向き合い成長していきますので、保護者の方にはご理解をいただけるようお願いいたします。

登園許可証明書

わおわお元住吉保育園 園長

入所児童氏名 _____

病 名 「 _____ 」

年 月 日 から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。
年 月 日

医療機関名 _____

医 師 名 印又はサイン _____

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園となるようにご配慮ください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから。せき、発しんが軽快するまで
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあつては、解熱後3日を経過するまで）
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
急性出血性角結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保育者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園届 (保護者記入)	
<u>わおわお元住吉保育園 園長</u>	
	入所児童氏名 _____
<p>病名「 _____ 」と診断され、</p> <p>年 月 日 医療機関名「 _____ 」において</p> <p>病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。</p> <p style="text-align: center;">保護者名 印又はサイン _____</p>	

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 <small>かいよう</small> が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての水疱がかさぶた化していること
突発性発しん		解熱してから1日経過し、機嫌が良く全身状態が良いこと

9. 諸届けについて

●提出必須／▲状況により提出

	内容	書類提出を必要とする場合	提出必要書類リスト							
			異動届	支給認定申請書(変更)	就労・所得証明書	就労状況申告書	診断書	延長保育申請書	入所状況届	
各種変更届(申請)	就労の開始	・求職中の保護者が新たに就労を開始した	●	●	●	●	・就労内容について 保育実施最低基準(月16日以上、かつ1日4時間以上)を満たす必要があります。			
	就労状況変更	・雇用先が変更になった ・契約内容が変更になった	●	▲	●	●	・支給認定証について 就労時間の変更等により、保育の必要時間に変更のある場合は支給認定証も変更となりますので併せて提出して下さい。			
	就労状況変更	・雇用先を退職した ・自営業を廃業した	●	●			・求職活動期間について 退職、廃業後2ヶ月間、求職活動期間として保育の実施が可能です。			
	就労以外の事由への変更	・就労→疾病療養することとなった	●	●			●(※)	※就労以外の事由への変更について その他保育を必要とする事由に応じて、診断書や1日のスケジュール表、在学証明書など個別書類の提出をしてください。		
	家族構成変更	・出産、婚姻、離婚等により、世帯構成に変更があった	●		▲	▲	・婚姻等、保護者が増える場合 新たに保護者となるものの保育を必要とする書類(就労証明書等)も必要となります。			
	住所変更	・転居した	●							
	氏名変更	・婚姻、離婚等により、氏名に変更があった	●							
	保護者変更	・保護者名を父(母)から母(父)へ変更したい	●	●			・異動届のその他欄に誰へ変更するかを記載して下さい。			
延長保育	延長保育開始	・就労時間延長等により、延長保育が必要になった	▲	▲	▲	▲	●(※)	・就労状況が変更になっている場合、 就労内容の変更があれば就労証明書の提出を求められることがあります。 ・保育必要時間の変更がある場合には、 支給認定(変更)申請書等を提出して いただく場合があります。 ※直接徴収のため園で保管となります。		
	延長保育解除	・延長保育が不要になった	▲	▲	▲	▲	●(※)			
産休・育休	産休取得	・出産予定日前後の期間、産休を取得した(する)時	●							
	育休取得	・産休終了後等において、育休を取得した(する)時	●							
転園・退園	転園希望申請	・転居等で、別の保育所等へ転園を希望する場合	●				・4月入所の転園希望の場合には、利用申込書や保育を必要とする書類を添付していただく必要があります。 ・市外施設への転園希望の場合は、必要書類が異なりますので、お住まいの区役所までお問い合わせ下さい。			
	退園	・家庭保育可能、転居等で、保育所等を退園する場合	●							
その他	入所状況届	・在園要件確認、保育料認定(6月配布、9月更新実施)	▲	▲	●	●	・更新書類の提出 案内は6月頃に配布いたします。		●	

10. 非常事態の発生時のお願い

- 1 大規模地震発生警戒宣言が発令された場合
 - ・警戒宣言が発令されると同時に解除が発令されるまで保育園は「休園」となります。
 - ・保育時間中に発令した場合は、園児は保護者の方に引き渡す事になります。警戒を知った時点で、直ちにお迎えをお願いします。
 - ・やむを得ずお迎えが遅れる場合、園児は、保育園または予め決められた避難所でお預かりします。
- 2 保育時間中に大きな災害が発生した場合
 - ・原則的には保育園で迎えをお待ちしています。
 - ・災害の状況によっては、保護者の方へ連絡ができないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。

また、あらかじめ保育園で指定している避難場所や震災時避難場所（地域防災拠点）・広域避難場所に移動することがあります。この場合は、保育園の入口に掲示します。

各保育園で決めている避難場所を確認しておきましょう。

 - ・園児の引き渡しは届け出ている方にしますが、確認のため「災害時引渡しカード」に記載していただきます。（園児名、引取人名、月日、時間、連絡先、避難所等）
- 3 不審者侵入等の事件防止と対応
 - ・園児の安全確保を第一に、日頃から防犯訓練を実施しています。
 - ・保護者の方に確実に連絡ができるよう、連絡先は常に明確にしておいてください。万一の場合には、お迎えをお願いすることもあります。
- 4 避難訓練
 - ・災害時に備えて職員による組織づくりを行い、その役割を分担しています。
 - ・子どもの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解させ、毎月1回、地震・火災を想定した避難訓練を行います。
- 5 緊急メールについて

基本的に緊急時は「171」を利用していただきますが、「東日本大震災」のように被災地でない場合は利用できない場合があります。その際、災害発生時にコドモンの一斉お知らせ配信を利用致します。メールでもお知らせ配信を受診できるようにコドモンへのメールアドレスの登録、およびメール受信ができるように設定をお願いします。

11. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	<ul style="list-style-type: none"> ・避難用リュック 有 ・ミネラルウォーター 有 ・非常用電源 有 ・備蓄米・食糧 有 ・懐中電灯 有
緊急時の伝言方法	災害用ブロードバンド伝言板「web171」を用います。 コドモンお知らせ配信
避難場所	中原平和公園

12. 災害用ブロードバンド伝言板「web171」

大災害が発生すると、安否確認や問い合わせなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況が続きます。そのため、緊急時の通信手段について事前に確認し、準備しておくことが大切になります。

※ 「災害用ブロードバンド伝言板「web171」

災害等発生時、被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報の登録が可能なサービスです。

災害用ブロードバンド伝言板「web171」

【伝言の録音】 パソコンや携帯電話などから <http://www.web171.jp> へ
アクセスし、電話番号をキーに伝言を登録する。

【伝言の閲覧】 <http://www.web171.jp> へアクセスし、
電話番号を入力して閲覧する。

災害用伝言板

各携帯電話サービス会社では、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を提供しています。

「災害用伝言板」とは震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した時に、被災地域にお住まいまたはご滞在中の方が、携帯電話やスマートフォンからご自身の状況を登録していただくことができ、登録された安否情報はインターネットなどを通じて、全世界から確認していただける災害時専用のサービスです。各携帯電話サービス会社の登録方法を参照の上、手続きをしていただくことをお勧めいたします。

【各社登録方法掲載ページ】

docomo

https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/

au

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

ソフトバンク

<https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/>

Y!mobile

<https://www.ymobile.jp/service/dengon/>

上記以外につきましては、各携帯電話会社にお問い合わせください。

災害用伝言 体験利用

【体験利用日】

- ・ 毎月 1 日及び 15 日（0：00～24：00）
- ・ 正月三が日（1 月 1 日 0：00～1 月 3 日 24：00）
- ・ 防災週間（8 月 30 日 9：00～9 月 5 日 17：00）
- ・ 防災とボランティア週間（1 月 15 日 9：00～1 月 21 日 17：00）

【提供条件】

- ・ 伝言録音時間：30 秒
- ・ 伝言保存期間：体験利用期間終了まで
- ・ 伝言蓄積数：20 伝言

13-1 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険の内容	賠償責任保険／団体障害保険
保険金額	対人 1 名 2 億円まで／1 事故 1 0 億円まで 対物 1 事故 2 0 0 万まで

13-2 災害共済保険

保険の種類	日本スポーツ振興センターの災害共済
保険の内容	医療費給付、障がい見舞金、死亡見舞金

※詳しくは、別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」をご確認ください。

13-3 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年 1 回以上、自己評価を実施 公表方法：園内外掲示
----------	---

14. 避難場所について

- ※ 避難場所：中原平和公園
- ※ 避難所：住吉中学校
- ※ 広域避難場所：多摩川河川敷



15. 入園・進級時に用意していただくもの

						
●	●	●	●	●	通園リュック	入園準備金に含まれます
		●	●	●	シール帳	

【食事セット】						巾着袋に入れてお持ちください(口の広いもの)
●	●	●	●	●	スプーン・フォーク	発達にあったもの
	※	●	●	●	箸	お子さんの発達に合わせて随時使用していきます
●	●	●	●	●	コップ	
●	●	●	●	●	歯ブラシ	
●	●				エプロン	2枚(昼食、おやつ) ※2歳児は1枚
●	●	●	●	●	口拭きガーゼ・タオル	3枚(延長保育の場合は4枚)
●	●	●	●	●	使用済み口拭きガーゼを入れる袋(チャック付の袋など)	

●	●	●	●	●	うがい用コップ(巾着に入れてお持ちください。)	
●	●	●	●	●	水筒(ひも付きのもの)	中身はお茶か水(1歳児はひもなしで可)
●	●	●	●	●	着替え	常時3セット程度ご用意ください。
●	●	※	※	※	紙おむつ	1枚ずつ記名してお持ちください。
●	●	※	※	※	おしりふき	
●	●	●	●	●	汚れもの持ち帰り袋	エコバッグのようなかさばらないもの

【お昼寝用品】						
●	●	●	●	●	シーツ・タオルケット	週末にお返しします。(汚れた場合は随時)

【散歩、園外保育セット】						
●	●	●	●	●	わおわおTシャツ・わおわおトレーナー・赤白帽子	

【制作用品】3・4・5歳児クラスはお道具箱に入れます。						
	※	●	●	●	はさみ・のり・クレヨン(クレパス)・自由画帳(※2歳児はのり・クレヨンのみ)	
●	●	●	●	●	粘土、粘土板	
●	●	●	●	●	絵の具用の洋服	汚れても差し支えのない服

●水筒の中身は、水かお茶にしてください。また、活動内容・気候によりあまり飲まない日もありますが、災害時の備えとしても毎日お持ちいただきますようお願いいたします。

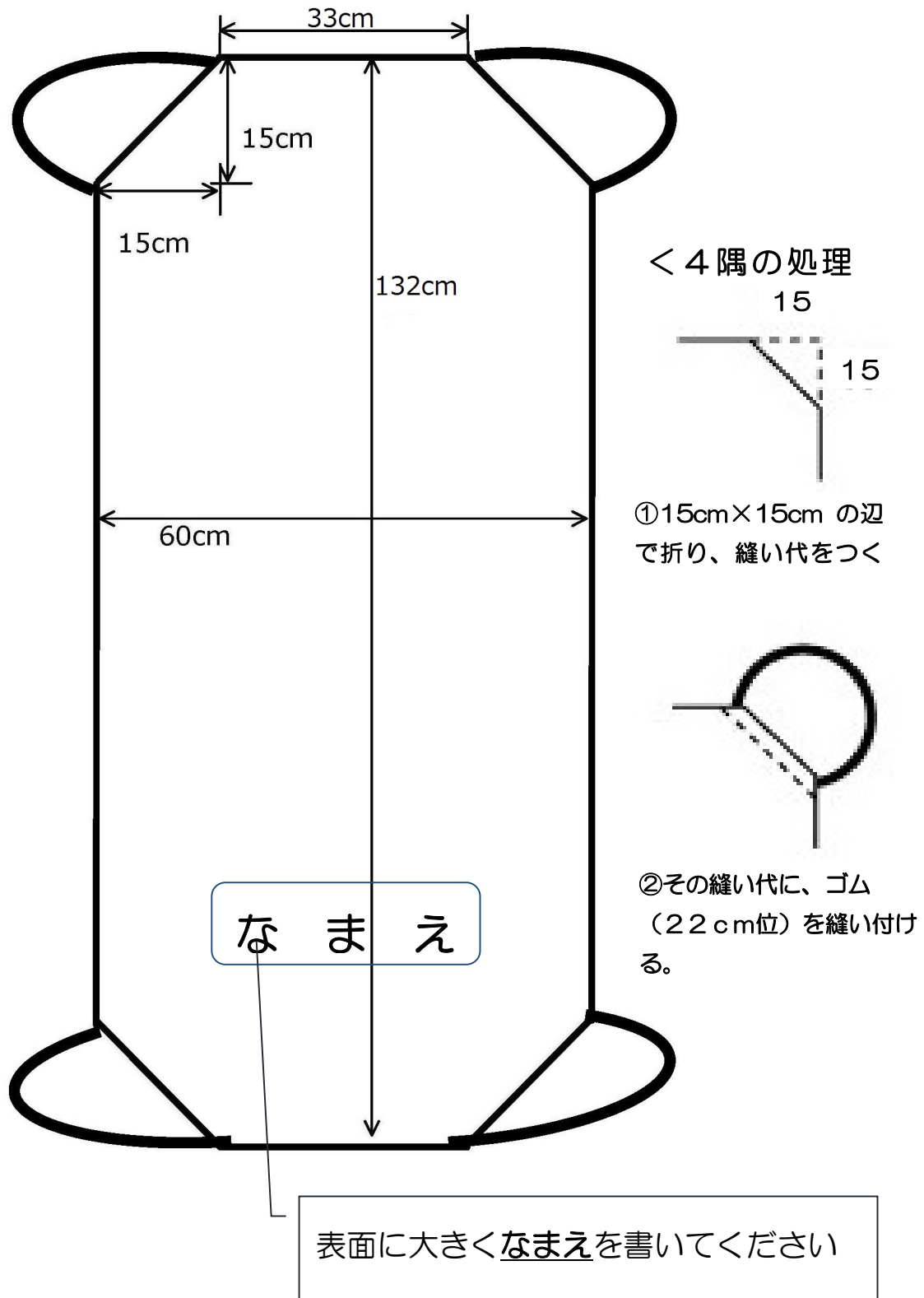
●すべての持ち物には、わかりやすく**はっきり大きく**お名前をお書き下さい。

●フード付の洋服は遊具などに引っ掛かるなど、危険を伴いますので園内での着用を避けていただくようお願い致します。

同様にチュール地やレースのついている衣服も引っ掛けやすく破れてしまうこともありますので避けて頂くようお願いいたします。

また子どもが思い切り遊べるように、汚れても良い服装で登園していただくようにご協力をお願いいたします。

●コット用シーツ寸法表



16. 一日の流れ

乳児（3歳未満）	時間	幼児（3歳以上）
開園／標準時間保育開始	7:00	開園／標準時間保育開始
短時間保育開始	8:30	短時間保育開始
朝の会/午前おやつ（牛乳）	9:00	朝の会
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 9：00までの登園にご協力下さい。 又、欠席・遅刻の連絡も必ず9：00までにお願いします。 </div>		
あそび/外遊び	9：30	午前活動
給食	11:30	
	12:00	給食
午睡	12:30	
	12:40	午睡・あそび
おやつ	15:00	おやつ
	16:00	帰りの会
短時間保育終了	16:30	短時間保育終了
標準時間保育終了	18:00	標準時間保育終了
延長保育	18:01	延長保育
補食/夕食		補食/夕食
延長保育終了	20:00	延長保育終了
閉園		閉園

17. 年間行事予定

4月 入園式・進級式	12月 発表会
クラス懇談会	お楽しみ会
5月 親子遠足、個人面談	おもちつき
6月 歯科健診	1月 個人面談
7月 七夕	2月 豆まき
プール開き	クラス懇談会
お泊り保育(5歳児)	3月 ひな祭り
10月 運動会	卒園式
ハロウィンパーティー(3歳児以上)	お別れ会

※お子様のお誕生月にお誕生会に参加後、保育参観となります。
この他、季節により行事が追加、変更になる場合があります。

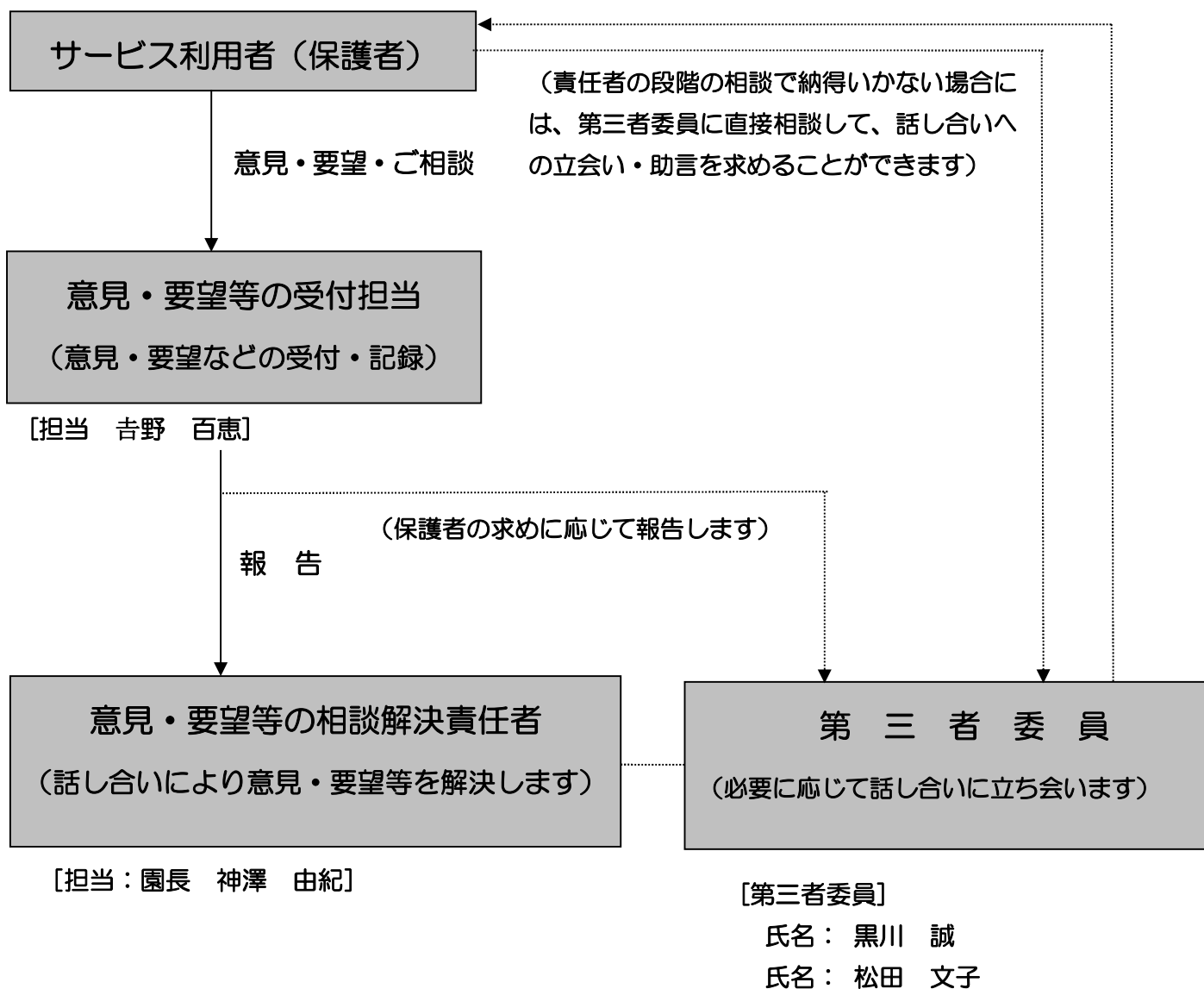
～毎月の行事～

・避難訓練・身体測定・内科検診(乳児2ヶ月に1回・幼児4か月に1回)・お誕生会

感染症流行時には行事の中止や日程変更もございますので、ご了承ください

※保育参観につきましては随時受け付けておりますので、ご希望の際には担任へお申し出ください。

18. ご意見・ご要望の解決の仕組みについて



※ 相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。

社会福祉法人わおわお福祉会 わおわお元住吉保育園苦情解決規程

当保育園では、利用者からの苦情に適切に対応する体制を次の通り整え規程します。

1 目 的

(1) 利用者の権利擁護

苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者の満足度を高めるとともに利用者の権利を擁護します。

(2) 客観性・適正性の確保

苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることで保育園の信頼を高めるとともに、適正な運営の確保を図ります。

(3) サービスの改善

利用者からの意見・苦情等を十分配慮して、サービスの改善に活かし、より質の高いサービスの提供を目指します。

2 苦情の定義

苦情とは、保育園が提供する保育サービスの利用にあたり、利用者（保護者）からの苦情・不満・意見・要望などの申し出をいいます。

3 苦情受け付け相談体制

利用者（保護者）からの意見・苦情等は随時受け付け、話し合いによる解決に努めます。

(1) 苦情受付担当者 吉野 百恵

(2) 苦情解決責任者 神澤 由紀

(3) 苦情解決第三者委員は、苦情を申し出た利用者（保護者）や苦情解決責任者の求めに応じ、双方の話し合いへの立会い、助言を行います。

また、利用者（保護者）は直接第三者委員の方へ申し出を行うことができます。

○第三者委員 氏 名 黒川 誠
住 所 横浜市鶴見区駒岡 4-22-17
電 話 045-584-8569
氏 名 松田 文子
住 所 横浜市鶴見区江ヶ崎町 25-13
電 話 045-585-5853

19. 個人情報保護に関する方針

社会福祉法人わおわお福祉会ならびにわおわお元住吉保育園は、園児および保護者・家庭に関わる個人情報（特定の個人を識別することが出来る情報）に関する取り扱いについては、以下の方針で取り扱うものとします。

（個人情報の基本理念）

当保育園では、園児および保護者・家庭に関わる個人情報は『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

（個人情報の第三者提供の制限）

当保育園では、『個人情報の保護に関する法律』第23条に規定されている下の各号に該当するとき以外は、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要な場合であり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼす恐れがあるとき。

（個人情報の管理）

当保育園では、園児の個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つように勤めるとともに、利用目的を失った個人情報は保管義務期間終了後に確実に消去するものといたします。

（個人情報の開示・訂正・利用停止・消去）

当保育園は、保護者が園児および保護者・家庭に関わる個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める場合には、その権利を有していることを確認し、法令に従い速やかに対応するものといたします。

（個人情報の安全管理措置）

当保育園では、『個人情報保護に関する基本方針』を実行するために、個人情報保護担当者（施設長）を設置し、個人情報保護法その他関連する法律等を遵守し、管理責任者のもとで厳重なセキュリティ対策を実施し、園内研修や職員会議等で職員に周知徹底させ、適切に個人情報を管理してまいります。また、法人役員ならびに職員やその他関係者は、職務上知りえた個人情報に対して、就業中はもとより離職後も含め守秘義務を厳守いたします。業務委託を行う場合は、委託契約に安全管理措置の内容を契約に盛り込むことといたします。

（個人情報の使用）

当園は、当園発行のパンフレット、ホームページ等への個人情報の使用に際しましては、掲載されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、使用制限の申し出があった時は、合理的な方法、範囲で対応します。

20. 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：元住吉クリニック 診療科：内科・胃腸内科・循環器内科・小児科・耳鼻咽喉科 所在地：川崎市中原区木月2-12-18 電話番号：044-422-4077
受診医療機関②	医療機関名：宮尾クリニック 診療科：内科・外科・消火器外科・整形外科・肛門科 皮膚科・泌尿器科 所在地：川崎市中原区木月1-6-14 電話番号：044-411-2200
受診医療機関③	医療機関名：古矢整形外科医院 診療科：整形外科・リハビリテーション科 所在地：川崎市中原区西加瀬4-12 電話番号：044-411-5137
受診医療機関④	医療機関名：パレットデンタルクリニック 診療科：一般歯科・小児歯科 所在地：川崎市中原区木月2-17-1 電話番号：044-431-8010
受診医療機関⑤	医療機関名：元住吉歯科クリニック 診療科：歯科・小児歯科・歯科口腔科 所在地：川崎市中原区木月2-5-7 2F 電話番号：044-430-5557
受診医療機関⑥	医療機関名：大沢皮フ科 診療科：皮膚科 所在地：川崎市中原区木月1-31-3-B 電話番号：044-411-3121
受診医療機関⑦	医療機関名：元住吉眼科 診療科：眼科 所在地：川崎市中原区木月1-27-12 2F 電話番号：044-422-7700
受診医療機関⑧	医療機関名：池田眼科クリニック 診療科：眼科 所在地：川崎市中原区木月3-16-27 電話番号：044-433-1810
受診医療機関⑨	医療機関名：よこせ耳鼻咽喉科クリニック 診療科：気管食道科・耳鼻咽喉科 所在地：川崎市中原区木月2-16-6 電話番号：044-435-6934
受診医療機関⑩	医療機関名：田代耳鼻咽喉科医院 診療科：耳鼻咽喉科 所在地：川崎市中原区木月1-31-6 電話番号：044-433-4545

21. 非常災害対策虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

<保護者控>

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

保 育 園 名 : わおわお元住吉保育園

所 在 地 : 川崎市中原区木月 2-17-1

説 明 者 職 名 : 施設長 氏名 神澤 由紀

私は、書面に基づいてわおわお元住吉保育園の利用にあたって重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

保 護 者 住 所 : _____

児 童 氏 名 : _____

保 護 者 氏 名 : _____ 印（署名でも可）

児 童 从 見 た 続 柄 : _____

別紙

2024年度(令和6年度) 販売価格表 元住吉園

共同購入品

品名	仕様	対象年齢・サイズ・カラー	単価
カラー帽子	ニット	赤 (48～52cm)	1,140
	メッシュ	赤 (53～57cm)	1,210
Tシャツ	ワオマーク入	90・100・110・120・130・140	1,820
トレーナー	ワオマーク入	90・100・110・120・130・140	2,790
午睡用シーツ		1歳児以上	1,500

個人教材

品名	対象年齢				単価
	2歳	3歳	4歳	5歳	
① お道具箱		○	○	○	760
② おんど		○	○	○	380
③ おんどケース ヘラ付		○	○	○	450
④ おんど板		○	○	○	400
⑤ じゆうが輦		○	○	○	242
⑥ はさみ(右利き用)			○	○	500
⑦ はさみ(左利き用)			○	○	500
⑧ おたよりシール帳 (ポケット4)			○	○	600
⑨ のり	○	○	○	○	250
⑩ のり補充	○	○	○	○	110
⑪ クレヨン 16色入り	○	○	○	○	590